

【 測量業務】

業務名： 琴浦町橋梁点検業務

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、鳥取県道路橋りょう点検マニュアルにより、町道の道路橋梁(2巡目16橋)の点検を行うものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、この特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書(最終改定年月日)」、「設計業務共通仕様書(最終改定年月日)」等に準拠すること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		<p>1.計画準備</p> <p>1)業務計画書、詳細な橋梁ごとの点検計画となる実施計画書の作成、関連資料等の収集を行う。</p> <p>2)部材番号図作成。</p> <p>2.現地踏査</p> <p>現地踏査は、別表の点検リストのとおり見込んでいる。</p> <p>3.関係機関協議</p> <p>点検に必要な協議資料作成として下記の機関を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・琴浦大山警察署</li> <li>・倉吉河川国道事務所羽合国道維持出張所 (坂ノ上橋:国道9号を跨ぐ跨道橋のため)</li> </ul> <p>4.定期点検(近接目視)</p> <p>点検方法は地上、梯子、高所作業車、橋梁点検車からの点検を見込んでいるが、地形、交通状況、交差物件、障害物等により実施が困難な場合は、調査職員と協議するものとする。</p> <p>5.第三者被害予防措置</p> <p>点検過程で可能な第三者被害予防のため、コンクリートの剥離の叩き落とし、付属物の仮固定等の応急措置を行う。</p> <p>6.安全費</p> <p>交通誘導員 A・B(昼間交代要員無し)を見込んでいる。なお、現地の状況等によりこれによりがたい場合は、調査職員と協議すること。</p> <p>7.点検対象橋梁については、変更する場合がある。</p> <p>なお、点検は鳥取県道路橋りょう点検マニュアルによること。</p>
	1		110	照査技術者	1	<p>本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。</p> <p>なお、照査に当たっては、調査・測量・設計業務共通仕様書(及び別添)中の「測量チェックマニュアル(案)」及び、調査職員の指示によること。</p>
	1		113	打合せ等	2	<p>本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務着手時</li> <li>2. 点検業務終了時</li> <li>3. 成果納品時(業務完了時)</li> </ol> <p>なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち会うこと。</p> <p style="color: red;">また、業務完了通知書の提出に先立って、町は業務完了</p>

【 測量業務】

						時に調査職員による「完成確認」を行う。 <u>おって、受託業者は設計業務共通仕様書第 1110 条に基づき町に提出する業務計画書に「業務完了時に完成確認を受ける旨」を明記すること。</u>
	1		115	資料の貸与及び返却	1	本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
	1		116	関係官公庁への手続き等	1	(関係官公庁への手続き状況を記載する。) 点検業務履行のために必要な関係官公庁等その他への諸手続きについては、監督員と協議の上、請負者の責任において迅速に処理すること。
				点検計画及び準備		請負者は点検の実施に先立ち、あらかじめ調査計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、点検の実施時期については監督員の承認を得るものとする。
				諸法規の遵守について		請負者は点検業務の履行にあたり、諸法規を遵守し点検の円滑な推進を図るとともに、諸法規の運営適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。
				交通安全管理		本点検業務の履行にあたっては、交通状況を十分把握し、調査員の人身事故はもとより、第三者に危害を及ぼさないように万全の措置を講じなければならない。 また、橋梁外点検実施にあたり交通誘導員が必要な場合は、監督員と協議を行うこと(必要な場合は設計変更の対象とする)。
				手直し		請負者は本点検業務が完了した時、請負者の責に帰すべき理由による過失粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。
				履行期間		本業務の履行期間は下記のとおりとする。 契約締結から令和2年12月15日まで
	1		119	成果物の提出	1	報告書 2部 内訳 ・点検調書 一式 ・点検調書の電子データ
追加				業務カルテ登録方法		受託者は、財団法人日本建設情報総合センターへ、インターネットを通じてオンラインで登録することが出来る。
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				その他		(点検橋りょう数について) 点検橋りょう数は、業務の進捗を図るため変更することがある。 (点検方法について) 本業務では直接目視を想定しているが、やむを得ず変更せざるを得ない場合は、調査職員と協議するものとする。